

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	相模川総合開発共同事業に地方公営企業法の全部を適用する条例		
条 例 番 号	昭和 35 年神奈川県条例 39 号	法 規 集	第 13 編第 4 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	企業庁経営局総務課		
条 例 の 概 要	地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定に基づき、相模川総合開発共同事業に地方公営企業法の全部を適用することを定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 現在でも必要な条例か。	地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定に基づき、相模川総合開発共同事業に地方公営企業法の全部を適用するには、必要な条例である。	
	有効性 現行の内容で課題が解決できるか。	地方公営企業法を適用することで、経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行うことにより、公共の福祉の増進が図られており、有効に機能している。	
	効率性 現行の内容で効率的といえるか。	公営企業法の全部を適用することで、法定事業である他の事業との整合性が図られており、効率的である。	
	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。	地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定に基づき、相模川総合開発共同事業に地方公営企業法の全部を適用することを定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定に基づき、相模川総合開発共同事業に地方公営企業法の全部を適用することを定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無